



指定地域密着型サービス事業者に対する行政処分について

中新川広域行政事務組合は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づく立入り検査を令和8年3月2日、指定地域密着型サービス事業所に実施した結果、不正請求及び報告の拒否が認められたため、法の規定に基づき、次のとおり行政処分を行いました。

不正に請求していた給付費の返還を求めるとともに、不正請求に係る利用者負担分についても返還を指示しました。

1 対象事業者

- | | | | |
|-------|---|---|----------------------|
| (1) 法 | 人 | 名 | 株式会社チェリッシュ |
| (2) 代 | 表 | 者 | 代表取締役 瀬戸 貴裕 |
| (3) 所 | 在 | 地 | 富山県中新川郡立山町西大森 414 番地 |

2 対象事業所

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 事業所名 | デイサービスほのか |
| (2) 事業所所在地 | 富山県中新川郡立山町西大森 414 番地 |
| (3) 介護保険事業所番号 | 1671600789 |
| (4) サービスの種類 | 地域密着型通所介護・介護予防相当通所型サービス |
| (5) 指定年月日 | 平成28年4月1日・平成30年4月1日 |

3 処分の内容

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1) 処分内容 | 指定の全部効力停止6か月 |
| (2) 処分年月日 | 令和8年5月1日 |
| (3) 効力発生日 | 令和8年5月16日 |
| (4) 効力停止期間 | 令和8年5月16日から令和8年11月15日まで |

4 処分の理由

- (1) 不正請求【介護保険法第78条の10第1項第8号および第115条の45の9第2号】

令和5年度及び令和6年度において、介護職員処遇改善加算Ⅰ、ベースアップ等支援加算および介護職員等処遇改善加算Ⅲの算定額に相当する介護職員の賃金改善をせず、算定要件を満たさないまま、加算を取得していた。また、算定要件を満たしていないにもかかわらず介護報酬を不正に請求し、これを受領した。

また、介護職員等処遇改善加算の実績報告に際し、賃金改善額が受領した金額を上回ったとし、請求が正当であったかのような報告を行った。

- ・不正請求期間 令和5年4月～令和7年3月
- ・不正請求額 2,889,280円

- (2) 報告・書類提出の拒否【介護保険法第78条の10第9号および第115条の45の9第3号】

法人代表に、加算算定に関する書類の提出を求めたが、期日までに提出がなく、これに従わなかった。

5 利用者について

令和8年5月16日から指定の全部効力が停止することにより、当該事業所は、営業停止となります。当該事業所を利用しておられる方に関しては、事業者において近隣の他事業所の利用を調整する等、介護支援専門員と協力し、サービス利用の継続が適正に行われるよう指導します。

6 その他

当組合所管の介護サービス事業者に対して、「適正な介護サービスの提供及び法令順守の徹底について(通知)」を発出し、事業所等における自己点検等の実施により、日頃からの適正な運営及び介護給付費請求の適正化並びに法令順守の徹底を通知しました。

【問い合わせ先】
介護保険課 保険業務係
電話 076-464-1316